

## 受動喫煙防止対策について

### 1 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」について

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下、「条例」という。)では、その附則に基づき、平成28年度に見直し検討を行った結果、受動喫煙対策の法制化の動向を見極めたうえで、法律と条例の内容に整合性が問われるような事項がでなければ、条例の趣旨を堅持しつつ、条例改正も含めて検討することで一致したところである。(参考資料2)

今回、全面施行に係る具体的な内容を定める「健康増進法の一部を改正する法律」に係る関係政省令等が公布されたため、その内容を踏まえ、改めて検討項目を整理し、議論を行う。

### 2 基本的な考え方

- 条例の規定による措置と同等以上となるよう定めている事項については、法の規制に委ねる。
  
- 対象となる具体的事項
  - ・ 「分煙」の措置を認めない
  - ・ 「喫煙室」のたばこの煙の流出防止基準
  - ・ 「喫煙室」の標識掲示
  - ・ 小規模飲食店の特例の扱い
  - ・ 小規模旅館及び風営法関連施設（パチンコ店）等の原則屋内禁煙の扱い
  - ・ 罰則（過料額）

### 3 改正法と条例の内容を踏まえた検討項目の整理

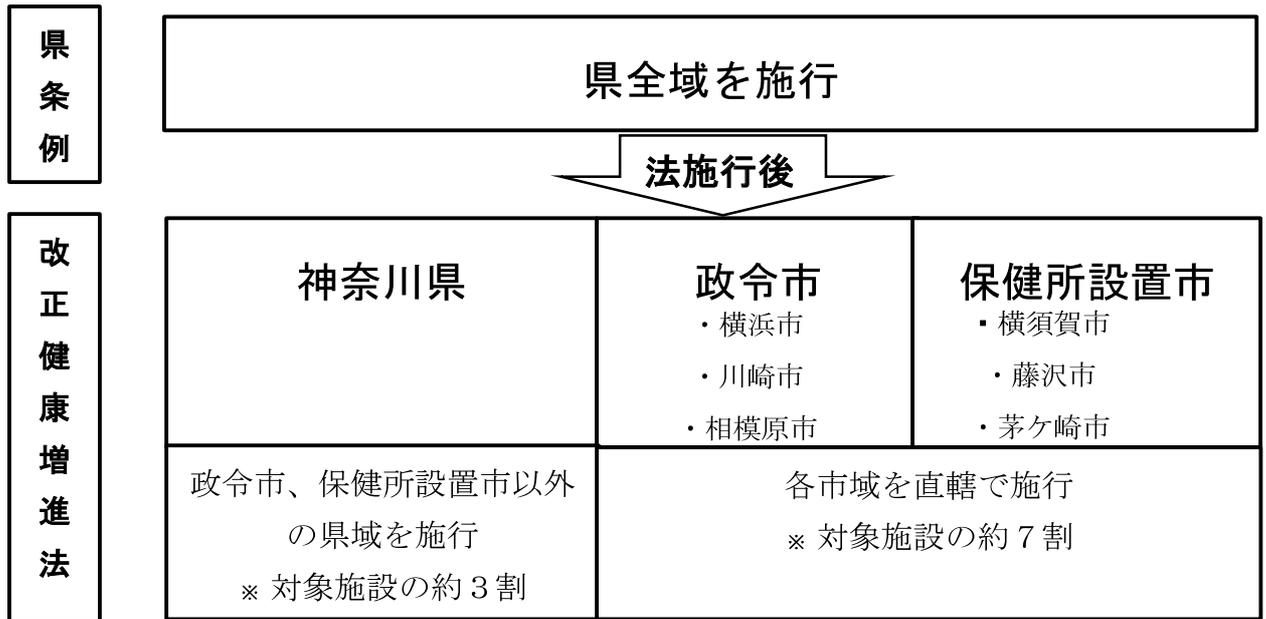
- 条例の罰則規定が上回るもの

- ① 物販店等の条例「第1種施設」での「指定たばこ専用喫煙室」の取扱いについて（第9条、第10条関係）
- ② 未成年者の喫煙区域等への立入制限について（第13条）
- ③ 「禁煙」の表示義務について（第15条関係）

#### 4 健康増進法の施行主体

- 都道府県知事と保健所設置市長（特別区にあつては区長）に権限を付与
    - ① 規定に違反して喫煙をしている者に対する、喫煙の中止又は退出の命令
    - ② 特定施設等の管理権原者等に対する、必要な指導及び助言
    - ③ 特定施設等の管理権原者等に対する、勧告、命令、立入検査等
- ※ 「公共的施設における受動喫煙防止条例」の施行主体は、県

#### 5 施行主体の区分



6 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例と改正健康増進法の主な規制内容の相違

【平成32年4月1日全面施行時】

		神奈川県公共的施設における 受動喫煙防止条例 ※対象は、屋内	健康増進法改正 ※一部、屋外も規制対象	
学校、病院、児童福祉施設等	行政機関	【第1種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ※平成31年7月1日以降は屋内喫煙室の設置不可	【第1種施設】 ○敷地内禁煙 ・屋内に喫煙室設置不可(完全禁煙) ・屋外に特定屋外喫煙場所設置可	
上記以外の施設	物販店、映画館、ボーリング場、銀行他	【第1種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり)	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
	上記以外のサービス店舗、ゲームセンター、カラオケボックス他	【第2種施設】 ○禁煙又は分煙 〔禁煙〕 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) 〔分煙〕 ・喫煙区域で飲食等しながら喫煙可能	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
	飲食店	大規模飲食店 (調理場を除く面積100㎡超)	【第2種施設】 ○禁煙又は分煙 〔禁煙〕 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) 〔分煙〕 ・喫煙区域で飲食等しながら喫煙可能	【第2種施設】 (客席面積100㎡超) ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で飲食等しながら喫煙可能
		小規模飲食店	(特例第2種施設) (調理場を除き100㎡以下) ○禁煙又は分煙 ・煙流出防止、表示、未成年者立入制限など すべて努力義務 ・届出不要 ・広告・宣伝等の明示義務なし	(既存特定飲食提供施設) (既存店で個人又は中小企業かつ客席面積100㎡以下) ○店の判断で喫煙可能室(屋内全部又は一部)設置可 ・煙の流出防止基準あり ・新規店特例なし ・届出必要 ・喫煙可能室の表示義務(罰則あり) ・書類の保存義務(罰則あり) ・標識掲示義務(罰則あり)
	小規模宿泊施設(事業用面積700㎡以下)	(特例第2種施設) ○禁煙又は分煙 ・煙流出防止、表示、未成年者立入制限など すべて努力義務	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
一部の風営法施設等(ぱちんこ店等)				
加熱式のたばこ		(加熱式たばこ) ・紙巻きたばこと同様の措置 ・禁煙では喫煙室で喫煙可能 ・分煙では喫煙区域で飲食しながら喫煙可能	(指定たばこ) ・紙巻きたばこは規制を異にする ・指定たばこ専用喫煙室で飲食等をしなが指定たばこのみ喫煙可能 ※ 当分の間の経過措置	
二十歳未満の者		・喫煙区域への立入禁止。(従業員は除く) ・罰則あり	・喫煙室への立入禁止(従業員も含む) ・指導・助言	
禁煙の表示		・禁煙の表示義務(罰則あり)	・禁煙の標識規定なし	
罰則		(施設管理者) 5万円以下の過料 (喫煙した個人) 2万円以下の過料	(施設管理者) 50万円以下、30万円以下、あるいは20万円以下の過料 (喫煙した個人) 30万円以下の過料	
施行主体		県	・都道府県知事(政令市、保健所設置市、特別区以外の区域) ・政令市、保健所設置市は市長、特別区は区長	
適用除外		○ 居室 ○ 旅館・ホテルの客室等 ◎ 事務室 ○ 一般自動車	○ 人の居住の用に供する場所 ○ 旅館、ホテルの客室 ○ その他○・◎ に準ずる場所として政令で定めるもの ○ 特定施設等で、○・◎ に該当する場所 ○ 特定施設等で、現に運行する一般自動車の内部	



## 7 義務違反者への対応

- ① 過料額は、すべて法が上回る
- ② 法は、二十歳未満の者の喫煙室への立入禁止は、指導・助言であり過料はない
- ③ 法は、「禁煙」の表示義務はない

※ 厚生労働省資料を参考

義務対象	義務の内容	過料（※1）	
		法	条例
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	30万円以下	2万円以下
	紛らわしい標識の掲示禁止 ・標識の汚損等の禁止	50万円以下	—
施設管理権原者 （※2）	喫煙器具・設備等の撤去等*	50万円以下	5万円以下
	喫煙室の基準適合	50万円以下	5万円以下
	施設要件適合 （喫煙目的室に限る）	50万円以下	—
	喫煙室の施設標識の掲示	50万円以下	5万円以下
	喫煙室の施設標識の除去	30万円以下	—
	書類の保存（喫煙目的施設・既存特定 飲食提供施設に限る）	20万円以下	—
	立入検査への対応*	20万円以下	5万円以下
	<b>20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*</b>	<b>指導・助言</b>	<b>5万円以下</b>
	広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室 設置施設等に限る）*	指導・助言	—
	<b>禁煙の表示</b>	<b>—</b>	<b>5万円以下</b>

（※1）法における「過料」とは、秩序罰としての「過料」。法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるもの。また、「過料」金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

（※2）法における「管理権原者」は、所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと。\*を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する。

〔参考〕地方自治法

(条例)

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ◎ 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ◎ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

## 8 県条例と改正健康増進法の施設類型と喫煙室の比較

施設	条例	法		条例	法	法		
		一部施行 2019. 7. 1	全面施行 2020. 4. 1	喫煙所 専ら喫煙	喫煙専用室 専ら喫煙	指定たばこ専用 喫煙室 喫煙室で飲食等 提供可能		
(条例) 別表第1	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など	(法) 特定施設	(法) 第一種施設	×	×	×		
	病院、診療所又は助産所 薬局							
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所							
	介護医療院、介護老人保健施設							
	保育所、児童厚生施設、児童福祉施設など 行政機関庁舎							
<上記以外の条例第1種施設> 物販店、映画館、劇場、運動施設、銀行、動物園、遊園地など	(条例) 第1種施設	/	(法) 第二種施設	○	○	○		
旅客運送用電車、自動車その他の車両又は船舶（運行路線又は就航航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）			旅客運送事業 鉄道等車両					
			旅客運送事業 船舶				×	×
			旅客運送事業 自動車					
旅客運送事業 航空機								
(条例) 別表第2	飲食店	/	法 第二種施設	○	○	○		
	ホテル、旅館その他これらに類するもの							
	ゲームセンター、カラオケボックスなど							
	ダンスホール、マージャン屋など 上記以外のサービス店舗							
特例 (条例) 第2種施設	パチンコ、マージャン店等 風営法第2条第1項第1号から4号に掲げる営業又は同条第11項に規定する施設	/	(法) 第二種施設	○	○	○		
	床面積700㎡以下のホテル・旅館等			○	○	○		
	調理場面積を除く100㎡以下の飲食店		(法) 既存特定飲食提供施設 (客席面積100㎡以下)	○	○	○		

○ 条例「第2種施設」のうちのつぎの施設